

令和 7 年 9 月 24 日
文 部 科 学 省
高等教育局参事官（国際担当）

大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和 7 年 7 月 25 日から令和 7 年 8 月 24 日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 19 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。

なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約等させていただいております。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 制度の趣旨について	1 学生数の減少の議論は、日本人学生の数を基準にすべきであり、外国人留学生で補填するという考え方は本質からそれている。特に、外国人留学生だけで構成される学部や大学は、「国際競争力をけん引する学部等」としての認定趣旨から外れていると言わざるを得ない。	御意見として承りました。 我が国の成長に向け、大学等の国際競争力・通用性を向上させていくためには、大学等が多様な国及び地域からより多くの優秀な外国人留学生を受入れ、学修環境の国際化を進めていくことが重要です。日本人学生と外国人留学生が共に学び合う環境
	2 「留学生を増やせば大学のレベルが上がる」という考えは短絡的。誰でも入学・卒業できるような体制では、優秀な外国人学生は日本の大学に魅力を感じない。まずは教育の質を高め、真に評価される大学を目指すことが必要。	は、日本人学生の異文化への理解や多様な価値観を培い、我が国のグローバル人材育成に資すると考えています。 認定に当たっては、日本人学生・外国人留学生の数だけでなく、大学等における外国人留学生の受入れ体制の整備や大学等の国際競争力の向上を図るための取組等、別途定める実施要領等に基づいて、総合的に求めていく予定です。
	3 現行入試制度で想定されている定員管理の方針と、留学生向け入試制度のもとで想定される方針はそもそも相容れない点を明確に認識することが必要と考える。 具体的には、ペーパーテストで知識量を問う入試制度のもとでは、入学者の学力を高い確度で担保できることから、現行の「入口での定員管理」に適合していると言える。また、それを前提とした入学後の教育カリキュラムも整備されている。 一方、（欧米での入試方法に準じた）書類審査と口頭試問から成る留学生向け入試では、知識量よりも、学生の	御意見として承りました。 定員管理制度については、教育研究環境の担保を目的として設けているものですが、今後の社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。

	<p>積極性や自発性、論理的思考力を重点的に評価する仕組みとなっており、学力においてはある程度のバラツキを容認せざるを得ない。加えて、出身国における大学入学時で想定される知識量が、日本の場合とはかなり異なっていることが（特に理系で）多い。従って、このような入試を経て入学した学生に対しては、入学後の教育がより重要となり、「出口での定員管理」とならざるを得ない。</p> <p>これらの相違点を踏まえれば、単なる定員充足率の上限緩和だけではなく、定員管理の方針自体の見直しを早急に行うことが必要である。そのうえで、定員充足率の上限緩和を実施するに当たっては、学生の教育背景が異なる等を考慮した入試方法および教育体制が整備されていることを必要条件とすることが本質的に重要と考える。</p>	
4	<p>安全保障や情報管理の観点から、外国人留学生の受け入れには慎重な対応が必要。外国人留学生の出身国・地域の多様化を図り、安全性と多様性の両立を図るべき。</p>	<p>御意見として承りました。</p> <p>外国人留学生の受入れに当たっては、安全保障貿易管理の体制が整備されていることや多様な国・地域から優秀な外国人留学生を受け入れることが重要であると考えており、認定に当たっては、このような観点も含め、別途定める実施要領等に基づいて、総合的に求めていく予定です。</p>
5	<p>入試における外国人留学生の進学率（いわゆる「歩留まり」）の予測が困難なことや、収容定員超過による運営費交付金等の減額措置等が、留学生受入れの障害となっ</p>	<p>本制度は、大学等から、現行の収容定員管理において収容定員充足率の超過にペナルティが課されることで、日本人学生と比較して、歩留まりが読みづらい外国人留学生の採用に消極的に</p>

	<p>ている現状を踏まえ、その回避策として創設されるものと承知しているが、現行制度においても、現制度の枠内での対応が可能である。質保証の観点から定員管理の厳格化が求められている中、本件はその方向性に逆行しており、制度趣旨との整合性に疑問が残ることに加え、「歩留まりの予測が困難である」とする一方で、さらに「5%の超過を認めれば予測可能となる」との説明は、整合性を欠く。仮に定員を超過した場合であっても、翌年度の入学者数を調整するなど、現行制度の中で適切な対応が可能である。</p>	<p>ならざるを得ないと意見があったことを踏まえ、教育未来創造会議提言（令和5年4月）や中央教育審議会答申（令和7年2月）においても外国人留学生受入れのための収容定員管理の弾力化が提言されたことを受け、創設が進められているものです。外国人留学生を積極的に受け入れた結果、やむを得ず一時的に現行の収容定員充足率の基準を超過した場合でも、教育研究の質を担保できるものとして認定を受けることで、緩和された範囲の超過であれば、ペナルティを適用しないという制度となっております。</p> <p>本制度は大学等からの御要望等を踏まえて創設を進めているものであり、現行制度の中では外国人留学生の一層の受入れが難しいと考えている、ニーズのある大学等に申請頂きたいと考えています。</p>
6	<p>設置認可基準改正案に反対の立場から意見を述べる。なお、以下の数値は、すべて私立大学（学部）のものである。</p> <p>今回の改正目的は「優秀な外国人留学生の積極的な受入れ」促進で、「収容定員充足率90%以上」等の条件を満たせば収容定員充足率の上限に関する超過ペナルティ基準が5%引き上げられる。</p> <p>ここで、実質的に超過基準引き上げの恩恵を受ける可能性があると考えられる、収容定員充足率100%以上の私大の収容定員の5%は 67,713人である（2024年修学支</p>	<p>本制度は、大学等から、現行の収容定員管理において収容定員の超過にペナルティが課されることで、日本人学生と比較して、歩留まりが読みづらい外国人留学生の採用に消極的にならざるを得ないと意見があったことを踏まえ、教育未来創造会議提言（令和5年4月）や中央教育審議会答申（令和7年2月）においても外国人留学生受入れのための収容定員管理の弾力化が提言されたことを受け、創設が進められているものです。</p> <p>認定に当たっては大学等が策定する複数年にわたる外国人留学生の受入れ拡大の計画に基づき、今後定められる詳細な認定基準等に沿って厳正に審査する予定です。また、本制度は、外国</p>

	<p>援新制度全対象校から独自集計)。一方、現在の私大学の留学生数は、74,858人(2024年)で、過去最大の増加数は6,508人(2022年)である。</p> <p>すなわち緩和される可能性がある人数は、留学生の増加分を賄うどころか、現在の留学生をほぼ倍増した人数であり、「優秀な」留学生を増やすという今回の計画は、全く現実味のない絵空事とすることができる。</p> <p>最も懸念される点は、如何に厳格に学部認定を行ったとしても、緩和される収容定員分が、留学生だけでなく、同時に日本人学生の増加ももたらすことである。今回の改正要請は、従前から主に大規模大学から寄せられていたことに留意が必要である。現在地方大学の振興を議論している最中に、留学生や日本人が大規模大学に集まることを誘導するような施策は、高等教育の基盤を破壊する行為と言わざるをえない。</p>	<p>人留学生の受入れ拡大を行う学部等を認定するものであり、日本人学生の増加をもたらすという理解は制度趣旨とは異なります。</p>
<p>2. 制度の内容について</p>	<p>7 特例認定を受けるための手続きを踏むのではなく、外国人留学生の割合が一定数以上の場合、自動的に収容定員のペナルティ基準を引き上げるという制度に改めた方が良いのではないか。</p>	<p>御意見として承りました。</p> <p>本制度は、外国人留学生を積極的に受け入れた結果、やむを得ず一時的に現行の収容定員充足率の基準を超過した場合でも、教育研究の質を担保できるものとして本制度の認定を受けることで、緩和された範囲の超過であればペナルティを適用しないという制度であることから、認定の審査に当たっては外国人留学生を受け入れるための体制が整備されていること等を厳正に審査することが重要と考えており、審査を経ずに自動的に認定</p>

		基準告示で定められている収容定員の超過の上限が引き上げられる制度は適当ではないと考えています。
8	国際競争力けん引学部の対象となる学部は、日本人学生が収容定員の8割を超える理系の学部のみでよいと思う。	御意見として承りました。 我が国の成長に向け、大学等の国際競争力・通用性を向上させていくことが重要であり、特定の学部に限ることなく、より多くの優秀な外国人留学生を受け入れることにより、日本人学生にとっても多様な価値観を学ぶ環境が構築されと考えています。
9	国際競争力けん引学部等に認定された場合に収容定員の許容範囲を5ポイント緩和する内容となっておりますが、当該学部等の収容定員が小さい場合においてメリットおよびインセンティブが小さいと考える。例えば、認定を受けようとする学部等が大学設置基準よりも大幅に多い専任教員を配置しているなどの指導体制に関する裏付けがあれば、さらなる緩和を可能とする規定整備が望ましいと考える。	御意見として承りました。 現行の「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（平成十五年文部科学省告示第四十五号）（以下、認可基準告示という。）では、収容定員充足率の上限は、学部等の規模に応じて5ポイントずつ異なっており、学部規模に応じた対応は現行の制度の中で既に考慮されています。また、国際競争力けん引学部等の認定に係る詳細な認定基準等を別途定め、これらに基づいて総合的に認定の可否を審査する予定です。
10	制度改正の趣旨には賛同するものの、事実上、定員超過を前提とした学生募集を認める案となっており、定員という概念を根本から覆しているのではないかと懸念する。しっかりとした体制が整っていれば定員を超過してもよいという立場を取るのであれば、ペナルティの基準を一律に5%引き上げるのではなく、学部ごとの実際の体制に応じてどの程度まで留学生の受入れ拡大が可能なのか	御意見として承りました。 本制度は、国際化のための体制整備が十分に整備されている大学等の学部等を対象と考えており、認定に当たっては、体制整備等の観点も含めて、詳細な認定基準等を別途定め、これらに基づいて総合的に認定の可否を審査する予定です。 また、引き上げられる収容定員充足率の上限として5ポイントとした理由としては、現行の認可基準告示では、大学等の学部

	を判断すべきではないか。また、5%という水準設定の根拠も不明である。当該学部体制に応じて5%、10%、15%などの段階的な水準設定も可能であると思われるし、より柔軟に、定員数ではなく実際の学生数と教員数に応じた管理手法を導入することも考えられるのではないか。	等の規模に応じて5ポイントごとに収容定員の上限を設定しており、現行制度の整合性を考慮し、本制度においても5ポイント引き上げを採用しています。
11	この制度自体に疑問を感じる。そもそも定員超過率の制限を設定しているのは施設や教員数など、教育の質を確保・維持できることを求めているものと理解する。その定義が覆される制度ではないか。現在23区内の大学・短期大学に定員増の特例があるが、これはそもそも設置基準に定める教員配置や施設基準がクリアしていることが条件になっていると理解する。	御意見として承りました。 認定に当たっては、詳細な認定基準等を別途定め、大学設置基準の考え方も踏まえながら、外国人留学生を受け入れるための環境整備が整っているか等について総合的に認定の可否を審査する予定です。また、現行制度が大学等に求めている基準を満たしているべきという点をご理解の通りであり、「国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程」（以下、規程という。）第一条第五号イにおいて教育研究活動の水準の向上に必要な取組を認定の基準として掲げているほか、詳細な認定基準等を別途実施要領等として定める予定です。
12	「国際競争力けん引等学部等の認定等に関する規程」は、有識者の意見を聞くとしているが、この有識者とは大学設置・学校法人審議会を指すのか、規程において明確にすべきである。	大学設置・学校法人審議会ではなく、国際競争力けん引学部等の認定のための有識者会議を新たに設置する予定です。
13	規程の審査が大学設置・法人審議会と異なる組織で行われる場合、二重審査になり、大学にとって申請業務の負担が増えるので、手続きのフローを明らかにすべき。	本認定の審査は大学設置・学校法人審議会では行われなため、二重審査とはなりません。

	14	<p>規程では、大学が文部科学大臣に「認定の取消し」を求める規定があるが、これは「認定の辞退・取下げ」の誤りではないか。第2条に認定の取り消し規程がある。</p>	<p>規程第9条第1項は、認定等を受けた大学等が自ら認定の取消しを求める場合、第2条は文部科学大臣が認定を取り消すことができる場合について定めています。大学等が取消しを申請するという点において、ご指摘の「認定の辞退・取下げ」と趣旨は近いと考えられますが、一度認定を受けた学部等については認定をした文部科学大臣が取消しを行うまで特例の効力は継続するため、取下げを希望する場合は大学等による辞退ではなく、文部科学大臣が明示的に認定を取り消す必要があることから、このような規定にしております。</p>
3. 認定の要件について	15	<p>申請時を含む直近3年度間における大学の収容定員の状況によっては申請ができない旨の規定となっている点について、確かに定員充足率が低いことは大学の経営状況とも関係しうることはあるが、定員管理は大学全体としてのマネジメントの問題と考えられる。大学全体の定員管理の巧拙と、国際競争力けん引学部等への認定を希望する学部申請資格を付与するかどうかは、切り離れた方がよいのではないかと。</p>	<p>本制度は、収容定員充足率の上限を緩和する制度となるため、収容定員充足率が低い学部等については認定を受ける必要性が低いと考えております。また、本制度は、外国人留学生を積極的に受け入れた結果、やむを得ず一時的に現行の収容定員充足率の基準を超過した場合でも、教育研究の質を担保できるものとして本認定を受けることで、緩和された範囲の超過であれば、ペナルティを適用しないという制度趣旨であることに鑑みると、外国人留学生の受入れの拡大を行うことができる体制やマネジメント環境が十分に整備されている大学等の学部等を対象とすることが適切であると考えております。なお、本制度は国公立共通の制度であり、大学等の規模に関わらず申請が可能です。</p>
	16	<p>外国人留学生の受入れ及びその後の定住は、少子化に伴い労働力人口の減少が著しい現代社会において重要な課題の一つであり、中小規模校や地方大学を含む広範な大学において適用可能な制度設計が求められるところであるが、本件は、定員充足率等の機関要件などにより対象大学が限定されており、多くの大学にとって利用しやす</p>	

	い制度となっていない。留学生の受入れの促進には、より柔軟かつ実効性のある制度の構築が望まれる。	
17	<p>本件緩和の趣旨は、積極的に外国人留学生獲得に努力する大学を規制の柔軟適用で支援するものと思料する。</p> <p>日本人と外国人を区別しない入学試験を実施し、英語で学位を取得できるプログラムを持つ（留学生率が高い）学部では、留学生の入学歩留まりを読むことが難しいため、収容定員充足率の管理が非常に難しくなっている。そのため「偶々」収容定員充足率に高低が発生する。</p> <p>このことを踏まえれば、制度適用後、「設置等に係る認可の基準」を緩和することはもちろんのことながら、積極的に留学生を受け入れてきた学位プログラムを持つ学部がより国際競争力を確保できるように、本施策においては申請の段階では「設置等に係る認可の基準」を緩和すべきではないか。</p> <p>定員超過率による「足切り」は行わない、新規程にある大学としての収容定員充足率の下限と同様に上限を設ける、もしくは少なくとも制度適用後の上限まで認める等を行うべきと考える。</p>	
18	<p>今回の改正案では、設置認可の要件である収容定員充足率の上限が5%引き上げられる。しかし、認定に関する規程案によれば、留学生を5%増加させる必要はなく、申請時に「学部等に在籍する学生の総数に対する外国人</p>	

	<p>留学生の数の割合の目標」を文科省に提示さえすればよい。この場合、留学生のみならず日本人学生の入学者数を増やすことも可能である。</p> <p>他方で、規程案は申請の条件として財政が健全であることや収容定員充足率が直近3年間で0.9倍未満に該当しないこと等が課せられており、学生数確保で苦戦をする中小規模私大等では申請ができない仕組みになっている。今回の改正案は、申請できる条件のある国公立や大規模私大に留学生や日本人学生が流入し、結果として一部の中小規模私大にとってさらなる学生数の減少をもたらすことになりうる。私大が収入の多くを学生生徒等納付金に頼っている現状を踏まえれば、本改正案が多くの中小規模私大の財政基盤を悪化させる側面があることも否定できない。</p> <p>文科省は一部私大の統合・撤退を促進しているが、本改正案は文科省が想定する以上に多くの中小規模私大の経営を圧迫し、教育研究経費の縮減や教職員の労働条件の不利益変更を招来する危険性が極めて高い。結果として、文科省が推進する「学修者本位の教育」や「教育の質保証」を保てない私大が増加する事態となりうる。本改正案は廃案とすべきである。</p>	
19	外国人留学生受入れのための国際化の体制が十分に整備されているとはどういうことか、具体的に示してほしい。	認定に当たっては、詳細な認定基準等を別途定め、これらに基づいて総合的に認定の可否を審査する予定です。

20	<p>外国人留学生に対しては、研究インテグリティへの対応を求めている。例えば、孔子学院を設置している大学は、国際競争力けん引等を行う学部申請できないことになるのでしょうか、その認定基準はどのように定めるのか、明らかにすべき。</p>	
21	<p>留学生数・割合以外の視点について、大学の国際競争力・通用性を向上させるためには、多様な学生を受入れ、他者と切磋琢磨し学ぶ環境を構築することが重要であることが改正の趣旨で述べられています。これに関して、同時に、多様性、公平性、包摂性の環境の整備の視点も重要であり、これらの視点は、大学等の国際競争力・通用性を実現する要素の1つであると考えます。国際競争力けん引学部等の認定等の制度の運用においては、外国人留学生の数や割合だけでなく、これらの視点も踏まえて行われることを期待します。</p>	
22	<p>改正の趣旨にある「より多くの優秀な外国人留学生を多様な国・地域から受け入れ、日本人学生と共に学ぶ教育環境を構築」し、「国際競争力のけん引」を果たすためには、本特例制度が適用される条件として、留学生割合の一定比率以上上昇だけでなく、留学生実数の増加や、留学生の出身国・地域数の増加（または維持）、高い留学生比率の維持（例えば、留学生比率30%の維持）などの条件も設定し、いずれかの条件を満たせば制度適用と</p>	

	<p>なるような制度設計とすべきである。また、留学生の学力担保の基準や審査等の方策、支援・指導体制の確立、地域社会に溶け込む施策の実施などは基礎的条件として設定すべきである。これらの条件を追加することで、単なる留学生の量的拡大を追求するのではなく、国際教育の多様性の追求につながると思う。</p>	
23	<p>受け入れる大学、高等専門学校等の情報セキュリティ（外部に情報持出ができない）の監査もしくは、アクセス制限を厳格にしたうえで実施すべき。</p> <p>目的が国際競争力強化のためであれば、研究情報や重要な情報が持ち出されれば、国際競争力低下を招きかねない。</p>	
24	<p>第1条第1項第5号の申請計画書に記載する内容は、目標達成時期を記載させて、審査の透明性や公平性を担保すべきです。</p>	<p>申請計画書の中で15年以内の達成目標等を記載させる予定であり、認定に当たっては、目標達成時期も含め、詳細な認定基準等を別途定め、これらに基づいて総合的に認定の可否を審査する予定です。</p>
25	<p>今回の改正の趣旨本文には、「留学生の収容定員管理に関する特例として第1条第4項を設ける」とあるが、改正案からは、定員の内訳における留学生の扱い等の言及が見当たらず、収容定員充足率の上限が引き上げられる点のみ読み取れる。</p> <p>日本人学生や留年生の獲得のために本制度が利用される</p>	<p>認定の手続きや取消しに当たっては、詳細な認定基準等を別途定め、これらに基づいて総合的に認定の可否を審査する予定です。</p> <p>認可される大学の地域性については、御意見として承りました。</p>

		懸念があり、認定の手続きや、認定取り消し等の検討は厳格に対応する仕組みが必要ではないか。また、認可される大学の地域性について、偏りが無いような仕組みが必要ではないか。	
4. その他	26	今回の改正において、文部科学省は、国際競争力けん引等を行う学部等のために留学生支援施策（奨学金制度、研究員制度の充実）を行う計画があれば明らかにすることが本制度への理解増進になると考える。	国際競争力けん引学部等のみを対象とした特別の支援策は特段検討していませんが、文部科学省においては留学生交流を推進するために様々な事業等を行っており、認定を受けた学部等がそうした事業に申請することは可能です。

※このほか、今回の告示改正に関係しない御意見が 10 件ございました。